

令和 7 年 11 月 11 日
農林水産省消費・安全局

農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質の候補物質の 関係者の関心の程度の評価方法について

1. 背景

「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」（以下、「優先リスト」）の更新にあたっては、最新の科学的知見や国際的動向に加えて、関係者の関心の程度を検討規準のひとつとして考慮することとしている。

従来、生産者、食品事業者、消費者等の関係者へのアンケートの結果や、食品の安全性に関するリスク管理検討会における関係者からの情報、意見に基づき、危害要因ごとに判定しているが、詳細な評価基準については特に定めがないため、令和 7 年度に行う優先リストの更新における考え方を整理する。

2. 考え方

現行の優先リストに収載している有害化学物質については、令和 7 年度に実施した「食品安全の観点での有害化学物質に対する関心についてのアンケート」の結果に基づき、各有害化学物質に対する「非常に関心がある」及び「ある程度関心がある」への相対的な回答率の高さにより、関係者の関心の程度を H、M、L の 3 段階に分類する。（3 の分類方法を参照）

現行の「農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリスト」に収載していない有害化学物質については、リスク管理検討会における関係者からの意見に基づいて、H、M、L の 3 段階に分類する。

3. 現行の優先リストに収載している有害化学物質についての関心の程度の分類方法

下記の 2 段階で、有害化学物質ごとに、属性区分（自治体、研究者、食品関連事業者、消費者の 4 区分）ごとの関心の程度を評価（①）の上、それらの結果を踏まえて、全体としての総合評価（②）を行う。

① 回答者の属性区分別の関心の程度の評価

アンケート回答者の属性区分別に、以下の基準に従い、h、m、l の 3 段階で評価。

h：当該有害化学物質の「非常に関心がある」及び「ある程度関心がある」への回答率（当該有害化学物質又は危害要因群について「知らなかった」と回答した者を除いた者を母数とする。以下同じ。）が、各有害化学物質における「非常に関心がある」及び「ある程度関心がある」への回答率と比較したときに、全体の上位 25%に入る。

m：h に該当せず、当該有害化学物質の「非常に関心がある」及び「ある程度関心がある」

への回答率が、各有害化学物質における「非常に関心がある」及び「ある程度関心がある」への回答率と比較したときに、全体の上位 75%に入る。

1：上記のいずれも満たさない。

② 総合評価

①の評価結果を踏まえて、以下の基準に従い、H、M、Lの3段階で総合評価。

H：2つ以上の属性区分で、hに該当する。

M：Hに該当せず、かつ、2つ以上の属性区分でhまたはmに該当する。

L：上記のいずれも満たさない。

4. 現行の優先リストに掲載している有害化学物質についての判定結果

危害要因ごとの判定結果を、以下の表に示す。

危害要因名		総合評価	自治体	研究者	食品事業者	消費者
海産毒素	下痢性貝毒	H	h	h	m	h
	麻痺性貝毒	H	h	h	m	m
	アザスピロ酸	M	m	m	l	l
	シガテラ毒	M	m	m	m	l
かび毒	デオキシニバレノール (DON) 、ニバレノール (NIV)	M	m	m	m	m
	パツリン	M	m	m	m	m
	フモニシン類	L	l	l	m	l
	総アフラトキシン	M	m	m	h	m
	アフラトキシン M ₁	M	m	m	m	m
	オクラトキシン A (OTA)	M	m	m	m	m
	ステリグマトシスチン	L	l	l	l	l
	ゼアラレノン	L	l	l	m	l
	T-2 トキシン (T2) 、HT-2 トキシン (HT2) 、ジアセトキシシルペノール (DAS)	L	l	l	l	l
	麦角アルカロイド類	M	m	m	m	m
植物性自然毒	ピロリジジナルカロイド類	M	m	m	l	m
重金属等	カドミウム	H	h	h	h	h
	ヒ素	H	h	h	h	h
	鉛	H	h	h	h	h

危害要因名		総合 評価	自治体	研究者	食品事 業者	消費者
	水銀	H	h	h	h	h
食品の 加工や 製造の 過程な どで生 成する 有害な 副産物	ヒスタミン	H	h	h	m	h
	アクリルアミド	M	m	m	m	m
	ベンゾ[<i>a</i>]ピレン (PAH)	M	m	m	l	m
	3-モノクロロプロパン-1, 2-ジオール (3-MCPD)	L	l	l	l	m
	3-MCPD 脂肪酸エステル類 (3-MCPDE)	M	l	l	m	m
	グリシドール脂肪酸エステル類 (GE)	L	l	l	m	l
	フラン	L	l	l	l	l
	トランス脂肪酸	M	m	m	m	h
	ニトロソアミン類	M	m	m	l	m
その他 の環境 汚染物 質	放射性セシウム	H	h	m	h	m
	ダイオキシン類	H	m	h	h	h
	パーフルオロアルキル化合物 (PFAS)	M	m	m	h	m

5. 現行の優先リストに掲載している有害化学物質についての判定結果まとめ

アンケートを踏まえた総合評価による判定結果を以下の表にまとめる。

H (9 物質 (群))	• 下痢性貝毒 • 麻痺性貝毒 • カドミウム • ヒ素 • 鉛 • 水銀 • ヒスタミン • 放射性セシウム • ダイオキシン類
M (15 物質 (群))	• アザスピロ酸 • シガテラ毒 • デオキシニバレノール (DON) 及びニバレノール (NIV) (タイプ B トリコテセン類) • パツリン • 総アフラトキシン • アフラトキシン M₁ • オクラトキシン A (OTA) • 麦角アルカロイド類 • ピロリジジナルカロイド類 • アクリルアミド • ベンゾ[a]ピレン (PAH) • 3-MCPD 脂肪酸エステル類 (3-MCPDE) • トランス脂肪酸 • ニトロソアミン類 • パーフルオロアルキル化合物 (PFAS)
L (7 物質 (群))	• フモニシン類 • ステリグマトシスチン • ゼアラレノン • T-2 トキシン (T2) 、HT-2 トキシン (HT2) 及びジアセトキシスシルペノール (DAS) (タイプ A トリコテセン類) • 3-モノクロロプロパン-1,2-ジオール (3-MCPD) • グリシドール脂肪酸エステル類 (GE) • フラン